

第4回新潟地域合併協議会

一緒に考えましょう。市町村合併

市町村合併の行方 No.25

合併の期日は「平成17年3月21日」に 決定しました

この「市町村合併問題」については「広報いわむろ」などを通じて、村民の皆さんに広く、さまざまな情報提供を行ってまいりました。先月号では、第1回「法定協議会」での協議の様相をお知らせしましたが、今回は、引き続き、同協議会が開催されましたので、その概要についてお知らせします。

●新市における「合併建設計画」、 「財政計画」の修正について

1月29日開催の第1回協議会に引き続き、第2回目の協議会が2月20日に開催されました。第1回の協議会では、「合併建設計画」(その趣旨、新市の概要、各地域の役割等)について、記載内容の修正案が示されましたが、今回はその関係で、さらに具体的な各論部分(まちづくりの全体像やその施策別体系等)の記載内容について、その修正案が事務局から示されました。そして、新市全体の「合併建設計画」の概算事業費も、あわせて修正案が提出され、任意協議会で合意された当初の事業費から89.1億6,400万円を減額し、その総額は、2,673億8,800万円となること確認されました。また、合併後の新市全体の「財

政計画」(平成17年度から平成26年度までの10年間)も、その修正案が示され、全体の「歳入」及び「歳出」のそれぞれ総額は、2兆6,774億円の試算となること示されました。これは、新聞やテレビ等の報道で皆さんも承知のとおり、新津市がこの「法定協議会」の構成市町村に加入しなかつたことから、主に新津市に係わる内容を削除したもので、また、白根市等で当初計画していた「公営バス」事業は、今後、民間へ譲渡することが決定したことを受け、その該当する計画を削除し、修正を加えたものです。また、このたび国が示した「平成16年度地方財政計画」では、「歳出全般にわたり徹底した見直しを行うこと」により歳出総

額の計画的な抑制を図る」とするなど、厳しい状況にあることから、地方自治体の財政状況は、一層、健全化に努めるとして、新市全体の「財政計画」も「歳入」(市税、地方交付税等)及び「歳出」(人件費、普通建設事業費等)の双方ともに、それぞれの内容の徹底的な精査を行い、修正したものです。また、この「財政計画」は、今後、将来の社会経済状況の変化に応じ、さらに必要な見直しが行われる場合があります。

●平成17年3月21日」を 合併期日とする「区割り」が合意されました

合併の期日は、これまでの任意協議会の段階では「平成17年3月末日までを目途とする」として合意されていましたが、その具体的な期日は、今後の法定協議会において協議することとしていました。そして、これまでの間、関係市町村長、議長等の会議などで検討、協議を進めてきた結果、合併の期日については「平成17年3月21日とする」とし、今回の協議会で示され、関係市町村の合意が確認されました。このことにより、本村は来年度の3月21日をもって、新潟市と合併することになります。

なお、以前にもお知らせしたように、現行の「庄室村役場」は合併後には新潟市役所の支所となります。ただし、現在行われているさまざまな窓口部門の業務は、合併後も、そのまま取り扱いますので、皆さんの生活に支障や迷惑をかけるようなことはなりません。そして、現在、担当官課では、合併後の「庄室支所」における業務体制作りに向け、調整と検討を行っているところです。これらの詳細な内容は決定します。次第、随時、お知らせしていきますので、皆さんのご理解をお願いします。

●第3回合併協議会では、「区割り」パターンに ついて、本村からの要望を提示いたしました

先月の広報でもお知らせしましたが、この「区割り」は、皆さんの普段の生活にも関係する重要な問題であることから、先月の広報でもお知らせしました。このことから、3月7日に開催された第3回協議会では、政令指定都市後の「区割り」案について、若室村からは、西蒲原郡の関係6町村が1つの区を構成するのが望ましい旨の意見を述べました。また、他の関係市町村からも、それぞれの地域実情等を考慮しながら、この「区割り」案についてさまざまな意見や要望が示されました。今後は、これらの内容を踏まえながら、幾つかの「区割り」パターンを作成し、さらに検討をすすめていくこととなります。

今後の進め方は、各市町村の意見、要望を踏まえながら、複数の「区割り」パターン案を作成し、その後、住民の皆さんに、農業専門部会からは、「新市が目指している田園型政令指定都市としてふさわしい農業施策の今後の基本的方向性」として、①産業として魅力のある農業の確立、②地域として魅力のある集落環境の形成、③市民にとって魅力ある田園都市の形成、が必要であること、互恵・循環・環境重視型の農業を推進していくことが示されました。

●平成17年3月21日」の合併に向け、 調印式が行われました

本村を含む関係12市町村は、法律に基づく協議会である「新潟地域合併協議会」を設置し、平成16年1月29日の第1回からこれまでに3回の会合を開催し、合併後の行政サービスやまちづくりなどさまざまな事項を検討してきました。そして、3月14日には「法定協議会」としては最終となる第4回の協議会が開催されました。当日は、これまでの任意協議会から法定協議会に至るまでに協議し、決定したさまざまな事項について、その内容を記した「合併協定書」が示されました。

そして、関係12市町村長、議長、および平山県知事の合計25人により、その内容について確認が行われ、新潟地域の合併に関するすべての項目の協議が終了したことを受けて、「合併協定書」への署名と調印が行われました。

このことから、若室村議会では、3月定例会の最終日となる19日、議案分合の議案が提出され、採決の結果、賛成多数で可決されました。そして今後は、他の関係市町村での合併議決を経た上で、平成17年3月21日の合併施行に向け、県知事への申請などの手続きを行っていく予定となっています。なお、「この」法定協議会」終了後も、合併関係市町村は引き続き、「首長意見交換会」等を開催しながら、さらに詳細な事項に関して調整を深めていくこととなりますので、その内容については、随時、皆さんにお知らせしていきます。

●「合併後の教育行政のあり方」 などの中間報告について

また第3回協議会では、各専門部会から、これまでの検討経過を踏まえた「中間報告」も行われました。まず、「合併後の教育行政のあり方」は、以下のような報告が示されました。

合併に伴い、各市町村の「教育委員会」は統合されることとなりますが、政令市移行までの当分の間は、諸問題に対応するため、各地域に「教育事務所」を設置することを提案。政令市発足後は、各区域ごとに公民館運営審議会や図書館協議会を一本化することで、生涯学習のあり方を審議できる

場とするとしていました。さらに、今後の教育相談の充実を図る観点から「子ども教育センター」や地域の実情や問題を教育委員会に提言できるような「区教育行政評議会」(仮称)を各区域に設置することも提案されました。

「合併後の交通システム」について調査、検討を行っている交通専門部会からは、新市の道路網の基本体系は、都心地域と各地域を連絡する「放射状道路」(国道8号、116号、402号など)と地域間を連絡する「環状道路」(国道460号、大外環状道路)か